



子どもを預ける



保育をしてくれるところは、いろいろあります

- 教育・保育給付認定とは…………… P.50
- 幼児教育・保育の無償化とは…………… P.52
- 保育施設等…………… P.54
- 認定こども園…………… P.58
- 地域型保育事業…………… P.59
- 企業主導型保育施設…………… P.60
- 認可外保育施設…………… P.62
- 幼稚園等…………… P.64
- さまざまな育児のサポート…………… P.68

子どもを預ける施設には、教育施設と保育施設があります。家庭の状況等によって、利用施設が変わります。どちらの施設を利用する場合でも、大切なお子さんが過ごす施設になりますので、事前に見学に行くことをお勧めします。

また、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度に移行した幼稚園、保育施設等を利用する際には、利用申込みとあわせて「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

広告

たがまっ
らっこ

教育・保育給付認定を受けるには…

教育・保育給付認定とは



幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業（給付対象施設）等の利用を希望する場合、利用申込みのほか、保護者の方やお子さんの教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。この「教育・保育給付認定」の申請に基づき、市から「教育・保育給付認定証」が交付されます。

認定区分

保育の必要性の有無や保育施設等を利用する子どもの年齢によって1号、2号、3号と教育・保育給付認定区分を行います。幼稚園等の教育施設の利用を希望する場合は「1号認定」を、また、保育施設等の利用を希望する場合は、お子さんの年齢に応じて「2号認定（満3歳以上）」又は「3号認定（満3歳未満）」を受けることとなります。なお、「2号認定」又は「3号認定」を受ける場合のみ、保育施設等の利用時間について「保育標準時間」（最長11時間までの利用）又は「保育短時間」（最長8時間までの利用）のいずれかの認定を受けていただきます。 ※認定を受ける利用時間によって、保育料が異なってきます。



「教育・保育給付認定証」の有効期間

教育・保育給付認定証には有効期間があり、それを過ぎた場合は認定が失効しますので、原則、失効した時点で保育施設等を退所（園）となります。失効後、再び保育施設等の利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請」と「利用申込み」両方の申請が必要となります。その際、教育・保育給付認定証が再度交付された場合でも、保育施設等の利用については、改めて他の申込みの方とともに利用調整しますので、これまでの保育施設等を継続的に利用できるとは限りません。

広告

たがまっ
らっこ

教育・保育給付認定申請に必要な書類

- ① 高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届兼入所申込書：子ども1人につき1枚
- ② マイナンバー提供書
- ③ 重要事項確認書兼同意書（教育・保育給付認定区分2号・3号認定の申請の場合）
- ④ 次に該当する場合は、次に掲げる書類

小学校就学前の兄弟姉妹が特別支援学校幼稚部、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）を利用している場合

在籍証明書（市所定の様式）
（2号・3号認定の申請の場合）

お子さん、保護者又は同居親族が各種障害者手帳の交付を受けている場合や特別児童扶養手当又は障害基礎年金を受給している場合

各種障害者手帳の写し
特別児童扶養手当認定通知書
又は特別児童扶養手当障害認定通知書の写し
年金証書の写し

生活保護を受給している場合

生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し

ひとり親家庭等の場合

ひとり親家庭等医療証
又は児童扶養手当証書（高松市が発行しているもの）の写し
上記書類が提出できない場合は、離婚日が記載された戸籍謄本又は抄本（写しでも可）等

- ⑤ 保育を必要とする事由を証明する書類：2号認定・3号認定を受ける方のみ必要

（保護者及び同居者（満15歳以上満65歳未満の者）1人につき1枚ずつ必要です。）
兄弟姉妹で申請する場合は、1世帯につき1枚でかまいません。

就労（自営業・内職を含む。）

就労証明書

〔自営業（法人を除く。）の場合は、自営業の実態を確認できるものの写しを添付〕

妊娠・出産

妊娠・出産

妊娠・出産申立書〔母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付〕

疾病・障がい

傷病・障がい等申立書

〔診断書原本、各種障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付〕

介護・看護

介護・看護申立書

〔診断書原本、各種障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付〕

災害復旧

り災証明書等

求職活動

求職活動申立書

就学

就学・技能習得等申立書

〔在学証明書及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付〕

虐待・DV

公的機関が発行する、事実を証明できる書類

育児休業取得時に、
既に保育を利用している

就労証明書



お問い合わせ 高松市役所 6階 25番窓口 こども保育教育課 ☎087-839-2358

しっ得!

5.5.24

子どもの権利条約って？

子どもの権利条約は、全ての子どもたちが持つべき基本的な権利を定めた重要な国際的な約束です。この条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。

生きる権利や成長する権利、教育を受ける権利、暴力から守られる権利などが定められていて、子どもたちが健やかに成長するために必要な保護や配慮も盛り込まれています。

高松市では、子ども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発に取り組んでいます。また、こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもや若者の視点に立った施策を推進していくため、「こども・若者のご意見箱」を設置しています。高松のまちに対して思うことや、今、困っていること、感じていることなど、子ども・若者のみなさんの意見をお待ちしています。

こども・若者のご意見箱▶



幼児教育・保育の無償化とは

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。基本的に3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児が対象になりますが、通園の送迎費や給食費、行事費などは、引き続き保護者の皆様の負担となります。

認可外保育施設や一時預かり事業等を利用されている方が無償化の適用を受ける場合、事前に手続きが必要となります。事前手続きがなされない場合は、対象となりません。また、対象施設・サービスによっては施設等利用給付の請求（償還払い）の手続きが必要ですので、こども保育教育課へお問い合わせください。

対象施設・無償化の内容について

令和8年3月1日時点

対象施設・サービス ※1	無償化の内容			必要な手続き
	0～2歳児	満3歳児 ※2	3～5歳児	
●認可保育所（園）⇒P.56、57 参照 ●認定こども園（保育部分）⇒P.58、59 参照 ●地域型保育事業（小規模保育など）⇒P.59 参照	●市区町村民税非課税世帯：利用料無償 ●その他の世帯：所得に応じて負担（多子世帯の軽減あり）		利用料無償	教育・保育給付認定（2号又は3号）
●就学前の障害児の発達支援				通所給付決定、入所給付決定
●幼稚園（新制度に移行している幼稚園） ●認定こども園（教育部分）	—	利用料無償		教育・保育給付認定（1号）
●幼稚園（新制度に移行していない幼稚園） ●特別支援学校（幼稚部）	—	上限月額 25,700円 （国立大学附属幼稚園は、上限月額 8,700円）		施設等利用給付認定（新1号）※3
●幼稚園（未移行園を含む）、認定こども園（教育部分）の預かり保育事業 ※4	—	市区町村民税非課税世帯のみ、利用日数×450円まで無償 （上限月額 16,300円）	利用日数×450円まで無償 （上限月額 11,300円）	施設等利用給付認定（新2号又は新3号）※3 ※5
●認可外保育施設⇒P.62 参照	市区町村民税非課税世帯のみ、月額 42,000円を上限に利用料を無償		月額 37,000円を上限に利用料を無償	
●一時預かり事業 ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ※6				

※1：施設の所在市町村の「確認」を受け、市町村が公示した施設・サービスに限ります。

※2：満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもをあらわします。

※3：教育・保育給付認定区分と区別するため、施設等利用給付認定区分を「新〇号」という呼び方を通称として使用します。

※4：幼稚園（新制度に移行していない幼稚園を含む）、認定こども園（教育部分）の在籍者で、在籍園の預かり保育を利用している場合、教育時間を含む平日の預かり保育の提供量が1日あたり8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合に限り、認可外保育施設等を併用した場合も無償化の対象となります。ただし、この場合も、在籍園の預かり保育を含め、保育にかかる無償化の上限は月額 11,300円（満3歳児は16,300円）です。⇒P.64 参照

※5：認定のためには「保育を必要とする事由」を証する書類が必要です。なお、認可保育所（園）、認定こども園（保育部分）又は企業主導型保育施設を現に利用している方は、申請することができません。

※6：「預かりのみ」及び「預かりと送迎」の場合に限ります（「送迎のみ」は対象外）。

※無償化の制度改正に伴い、給付上限額が変更になる場合があります。

お問い合わせ 高松市役所 6階 25番窓口 こども保育教育課 ☎087-839-2358

広告

たがまっ
らっこ

施設等利用給付認定について

認定の種類	施設等利用給付認定 新1号	施設等利用給付認定 新2号	施設等利用給付認定 新3号
対象となる 子ども	満3歳児～5歳児 満3歳～小学校就学前まで	3～5歳児 満3歳になってから最初の 4月1日～小学校就学前まで	0～2歳児、満3歳児 満3歳になってから 最初の3月31日まで
対象となる 世帯	全世帯	保育を必要とする 事由にあてはまる場合	市区町村民税非課税世帯で かつ保育を必要とする 事由にあてはまる場合
無償化を 受けられる 施設	● 幼稚園（新制度幼稚園を除く。） ● 国立大学附属幼稚園 ● 特別支援学校（幼稚部）	● 幼稚園（未移行園を含む）、特別支援学校（幼稚部）、認定こども園（教育部分）の預かり保育事業 ● 認可外保育施設 ● 一時預かり事業 ● 病児保育事業 ● ファミリー・サポート・センター事業	

※教育・保育給付認定区分と区別するため、施設等利用給付認定区分を「新〇号」という呼び方を通称として使用します。

施設等利用給付認定申請・利用申込に必要な書類

- ① 高松市施設等利用給付認定申請書兼現況届
- ② マイナンバー提供書
- ③ その他（P.51教育・保育給付認定申請に必要な書類⑤と同じ） ※③は新2号認定・新3号認定を受ける方のみ必要

お問い合わせ 高松市役所6階25番窓口 こども保育教育課 ☎087-839-2358

広告

たがまっ
らっこ

子どもを預ける

保育施設等



保育施設等とは、家族が働いている、病気である、看護にあたっているなどの事情により、家庭で保育することができない子どもを、保護者にかわって保育すること、また、通所する子どもの心身の健全な発達を図る役割を持つ施設です。生後2か月（施設によって異なります。）から小学校就学前までのお子さんの預かりをします。

利用できる施設

保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）

どうやって選べばいいの？

保育施設等を選ぶ時は、家族のみなさんと子どもにとって必要な条件を挙げてみましょう。

- ✓ 子どもにとって良い環境かどうか
- ✓ 利用できる年齢
- ✓ 延長保育の有無
- ✓ 送り迎えに行ける範囲内かどうか
- ✓ 病後の対応

ポイント 施設によって保育の内容や方針が異なりますので、候補の施設は決める前にできるだけ見学に行くことをお勧めします。地域子育て推進事業（入所前親子対象）を行っている施設もあるので、利用してみましょう。（⇒P.77参照）

入所ができる要件は？

高松市内に住民登録（里帰り出産をされる場合は、ご相談ください。）をしており、就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかの保育を必要とする事由に該当することにより、その子どもを保育することができない場合です。

- 1 労働することを常態としていること（1か月64時間以上勤務していること）。
- 2 妊娠中、又は出産後間もないこと。
- 3 保護者が疾病、負傷又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- 4 同居又は長期間入院等をしている親族を、常時介護又は看護していること。
- 5 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- 6 求職活動を継続的に行っていること（起業準備も含む）。
- 7 就学中又は就学予定であること（職業訓練校等における職業訓練も含む）。
- 8 虐待やDVのおそれがあること。
- 9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、保育施設の継続利用が必要であること。
- 10 その他、市長が上記の事由に類すると認められる状態にあると認める場合。

入所の申込みはどうすればいいの？ 年度途中（5月～翌3月）

申込 → 市職員による面接 → 利用調整 → 結果発表 → 保育施設等での打ち合わせ → 入所

受付場所 市こども保育教育課、各総合センター、各支所

受付期間 令和8年3月24日以降、入所希望月の前月10日の17時まで（10日が土・日曜、祝日の場合は、その前の平日の17時まで）

手続きに必要なもの

教育・保育給付認定申請に必要な書類（⇒P.51参照）

保育料や給食費は？

- 3歳児クラス以上の子どもは、保育料は無償化されましたが、給食費は負担していただきます。
- 2歳児クラス以下の子どもは、子どもと生計を同じくする父母及び扶養義務者（生計の中心者）の前年度又は当年度の市区町村民税課税額によって決定します。保育料の切り替えの時期は毎年9月となります。4月から8月分までは前年度の市区町村民税額に基づき賦課、9月から3月分までは当年度の市区町村民税額に基づき賦課します。給食費は保育料に含まれています。

広告

たがまっ
らっこ

特別な保育サービスは、どんなものがあるの？

利用者のさまざまな要望から、次のような保育サービスを行っている保育所もあります。

【特別保育】

乳児保育	1歳に満たない乳児に対して、乳児3人当たり1人の乳児担当保育士を配置した体制を整えて、預かってくれる保育サービスです。
延長保育	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かってくれる保育サービスです。
休日保育	保護者の事情で日曜、祝日などに保育できない場合、預かってくれる保育サービスです。
特別支援保育	保育ができる範囲内の人数で、他の園児と集団保育が可能な障がいのある満1歳以上の子どもを預かってくれる保育サービスです。 ※特別支援保育を希望する場合は、こども保育教育課へご相談ください。

ここまでのお問い合わせ 高松市役所6階25番窓口 こども保育教育課 ☎087-839-2358

しっ得!



ならし保育って何?!

保育施設等に入所してすぐは「ならし保育」といって、2時間程度の短時間保育から始まります。生活の環境が変わると体調を崩したり、夜泣きしたりしてしまう子どももいるので、2～3週間くらい時間をかけて、通常保育へ移行していきます。

ならし保育は入所日より以前に始めることはできません。職場復帰の日とならし保育期間が重ならないように、入所日や職場復帰の日は余裕をもって決めるようにしましょう。

お問い合わせ 高松市役所6階25番窓口 こども保育教育課 ☎087-839-2358



広告

たがまっ
らっこ

子どもを預ける

【市立保育所一覧】

保育所名	所在地	電話番号 市外局番 (087)	定員	入所可能年齢	特別保育	子育て支援		
					延長保育	ふれあい事業 在宅障がい児 推進事業	地域子育て 推進事業	一時預かり事業
瀬戸内	瀬戸内町 23-7	861-5701	120	3ヶ月	～19:00			
扇町	扇町一丁目 24-17	821-7629	150	3ヶ月	～19:00			
宮脇	宮脇町二丁目 10-63	835-1636	60	1歳	～19:00			
松島	松島町三丁目 13-6	831-8066	130	3ヶ月	～19:00			
福岡	福岡町三丁目 31-3	851-1206	70	3ヶ月				
桜町	桜町一丁目 3-15	834-3628	190	3ヶ月	～19:00			
田村	鹿角町 937	866-0962	70	3ヶ月				
鶴尾	東八ヶ沢町 19-8	865-6342	50	3ヶ月				
太田	伏石町 1062	867-5741	150	3ヶ月	～19:00			
木太	木太町 3502	861-2650	150	3ヶ月	～19:00			
古高松	高松町 423-1	841-9845	200	3ヶ月	～19:00			
下笠居東部	植松町 44-4	881-4752	50	1歳				
香西	香西西町 57-9	881-2328	210	3ヶ月	～19:00			
弦打	鶴市町 359-1	881-2552	150	3ヶ月	～19:00			
鬼無	鬼無町佐藤 41-1	881-2844	150	3ヶ月	～19:00			
三谷	三谷町 1193-1	889-0720	107	3ヶ月	～19:00			
多肥	多肥上町 424	889-0475	140	3ヶ月	～19:00			
西植田	西植田町 2350-1	849-0102	60	1歳				
東植田	東植田町 2023-1	849-0082	30	1歳				
大野	香川町大野 1063-1	886-9356	200	3ヶ月	～19:00			
川東南	香川町川内原 574-56	879-5784	45	1歳	～19:00			
国分寺北部	国分寺町新居 1906-1	874-1487	114	1歳				
国分寺南部	国分寺町福家甲 3106-1	874-1120	105	1歳				
牟礼	牟礼町牟礼 1978-1	845-1647	120	3ヶ月	～19:00			

注) 一時預かり事業及び地域子育て推進事業は、保育所の状況により利用できない場合もありますので、詳しくは各保育所にお問い合わせください。

【私立保育所一覧】

保育所名	所在地	電話番号 市外局番 (087)	定員	入所可能年齢	特別保育		子育て支援		
					延長保育	休日保育	支援拠点 地域子育て 推進事業	地域子育て 推進事業	一時預かり事業
こぶし今里	今里町一丁目 7-2	834-1946	90	2ヶ月	～19:00				
敬愛	藤塚町三丁目 18-2	831-6778	150	3ヶ月	～19:00				

保育所名	所在地	電話番号 市外局番 (087)	定員	入所可能年齢	特別保育		子育て支援			
					延長保育	休日保育	支援拠点	地域子育て推進事業	地域子育て	一時預かり事業
平安	上福岡町 894-8	833-7734	130	2ヶ月	～19:00					
西春日	西春日町 1407	866-4166	120	2ヶ月	～19:00					
らく楽太田	鹿角町 199-1	865-0601	80	3ヶ月	～19:00					
こぶし中央	木太町 5089-9	866-7169	90	2ヶ月	～19:00					
あすなろ	屋島西町 2453-6	843-3143	140	3ヶ月	～19:00					
高松南	寺井町 453-1	886-0275	160	概ね6ヶ月	～18:30					
高松西	檀紙町 1521-4	886-5006	130	概ね6ヶ月	～18:30					
若葉	亀田南町 108-2	847-7932	100	3ヶ月	～19:00					
白樺	元山町 855-2	866-6555	110	3ヶ月	～19:00					
さくらんぼ	木太町 1165-3	867-4151	60	1歳児	～19:00					
すみれ	十川東町 556-1	848-0806	100	3ヶ月	～19:00					
高松第二	御坊町 2-2	821-5241	30	3ヶ月	8:00～11:00 22:00～1:00	☀️ 昼間				
今里	今里町二丁目 1-5	834-3535	130	3ヶ月	～19:00					
らく楽国分寺	国分寺町柏原 80	874-0622	80	3ヶ月	～19:00					
みのり	国分寺町福家甲 1982	874-4309	145	3ヶ月	～19:00					
八栗	牟礼町牟礼 401	845-0033	70	3ヶ月						
城東	城東町一丁目 1-45	822-1340	140	3ヶ月	～19:00					
こぶし花園	花園町一丁目 9-32	831-5136	90	2ヶ月	～19:00					
れんげ	多肥上町 2390-1	888-8080	90	3ヶ月	～19:00					
さくら伏石	伏石町 2135-3	867-1100	90	6ヶ月	～19:00					
らく楽	春日町 483-1	844-0111	110	3ヶ月	～19:00					
初音	香西本町 17-1	813-3258	180	3ヶ月	～19:00					
さくら木太	木太町 5113-15	802-8080	99	6ヶ月	～19:00					
らく楽第二	松福町二丁目 4-4	826-0111	60	3ヶ月	～19:00					
保育園アルペジオ 高松多肥下町園	多肥下町 1524-15	802-5583	80	満6ヶ月	～19:00					
さくら太田	太田下町 3032-1	868-3700	96	6ヶ月	～19:00					
アイグラン保育園 太田	太田下町 3027-4	802-9065	90	3ヶ月	～19:00					
さくら福々	松福町一丁目 12-7	802-1860	96	6ヶ月	～19:00					

注) 一時預かり事業及び地域子育て推進事業は、保育所の状況により利用できない場合もありますので、詳しくは各保育所にお問い合わせください。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況等に関わらず、教育や保育を受けることが可能です。保護者が働かなくなったなどの理由により、保育を必要としなくなった場合でも、継続して利用することが可能となっています。



【市立認定こども園一覧】

※定員は、教育部分を含めた人数です。

施設名	所在地	電話番号 市外局番(087)	定員	入所可能年齢	特別保育	子育て支援			
					延長保育	地域子育て支援拠点	地域子育て推進事業	在宅障がい児ふれあい事業	一時預かり事業
下笠居こども園	生島町 335 のびのび棟(1・2号認定) すくすく棟(3号認定)	882-2531 881-2515	145	3ヶ月					
はらこども園	牟礼町原 570-1	845-0234	228	3ヶ月	～19:00				
庵治こども園	庵治町 853-1	871-2535	150	3ヶ月					
香南こども園	香南町横井 865-1	887-7876	269	3ヶ月	～19:00				
塩江こども園	塩江町安原下第1号 887	890-2022	120	3ヶ月	～19:00				
川東こども園	香川町川東上 1987-4	879-4602	243	3ヶ月	～19:00				
屋島こども園	屋島西町 1744-1	841-9711	144	3ヶ月	～19:00				
林こども園	林町 1405-4	865-1676	299	3ヶ月	～19:00				
川島こども園	川島東町 253-4	848-1978	229	3ヶ月	～19:00				
浅野こども園	香川町浅野 816-1	889-2416	174	3ヶ月	～19:00				
田井こども園	牟礼町牟礼 1243-2	818-9101	95	3ヶ月					

注) 一時預かり事業及び地域子育て推進事業は、保育施設の状況により利用できない場合がありますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

【私立認定こども園一覧】

※定員は、教育部分を含めた人数です。

施設名	所在地	電話番号 市外局番(087)	定員	入所可能年齢	特別保育	子育て支援			
					延長保育	地域子育て支援拠点	地域子育て推進事業	在宅障がい児ふれあい事業	一時預かり事業
サンシャインこどもの森	上林町 502-2	889-8181	120	3ヶ月	～19:00				
いずみこども園	国分寺町国分 2408	874-0882	100	3ヶ月	～19:00				
いずみこども園分園(休止中)	国分寺町新居 281-1	874-0882	20	3ヶ月					
認定こども園高松東幼稚園	春日町 688	841-2306	450	3ヶ月	～19:00				
幼保連携型認定こども園新田幼稚園	新田町甲 2630-1	841-3686	140	6ヶ月	～19:00				
認定こども園和光こども園	川部町 1561-1	886-5879	115	3ヶ月	～18:30				
認定こども園春日こども園	春日町 1287-1	843-3689	145	2ヶ月	～19:00				
認定こども園花ノ宮こども園	花ノ宮町一丁目 10-22	831-6318	125	2ヶ月	～19:00				
認定こども園中野保育所	中野町 27-5	831-8659	175	3ヶ月	～19:30				
幼保連携型認定こども園カナン保育園	仏生山町甲 745-2	889-1059	120	3ヶ月	～19:00				
幼保連携型認定こども園すまいる	三名町 591-1	802-3838	190	6ヶ月	～19:00				
げんき・結愛・げんきこども園	六条町 604-7	813-9818	146	概ね2ヶ月	～19:00				
幼保連携型カナン十河こども園	十川西町 546-1	848-0320	105	概ね3ヶ月	～19:00				
幼保連携型認定こども園高松和貴こども園	林町 2197-1	814-4141	180	3ヶ月	～19:00				
みらい学園	木太町 3429-3	899-2305	87	6ヶ月	～19:00				
認定こども園西光寺保育所	前田西町 167-1	847-6237	102	2ヶ月	～19:00				
幼保連携型認定こども園川添こども園	下田井町 52	847-5078	120	3ヶ月	～18:30				
幼保連携型円座百華こども園	円座町 1478-1	885-1203	265	7ヶ月	～19:00				
認定こども園高松くりの木学舎	花園町三丁目 4-5	880-7211	115	3ヶ月	～19:00				
幼保連携型勅使百華こども園	勅使町 955	865-2998	235	3ヶ月	～19:00				
さんさんこども園	香川町浅野 834-1	888-6333	130	概ね3ヶ月	～19:00				

幼保連携型認定こども園あさがおこども園	上林町 69	899-5660	140	3ヶ月	～19:00				
認定こども園やしま幼稚園	屋島西町 2477-4	843-2241	240	1歳児	～19:00				
高松聖ヤコブ幼稚園	西宝町二丁目 3-14	861-0425	110	3歳児	～18:30				
認定こども園亀阜幼稚園	宮脇町一丁目 2-23	831-2557	208	1歳児	～19:00				
らく楽寺井幼稚園	寺井町 1369-4	885-2038	203	3ヶ月	～19:00				
幼稚園型認定こども園つくし幼稚園	高松町 1711-7	843-4484	195	15ヶ月※	～19:00				
認定こども園勅使百華幼稚園	勅使町 955	865-9419	250	概ね16ヶ月※	～18:30				
認定こども園屋島教会幼稚園	屋島西町 1392-7	841-1925	94	6ヶ月	～18:30				
認定こども園光華幼稚園	瓦町 1-13-8	831-5011	262	3ヶ月	～18:30				
認定こども園くにとう幼稚園	伏石町 1611	866-1666	390	1歳児	～18:30				
メリーGOランド高松園	成合町 796-1	886-6669	55	1歳半※	～19:00				
にこにここども園	林町 294-1	813-8300	125	概ね2ヶ月	～19:00				

※R8.4.1時点1歳児

注) 一時預かり事業及び地域子育て推進事業は、保育施設の状況により利用できない場合がありますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

地域型保育事業とは

保育所や認定こども園より少人数で、主に0歳から2歳の子どもを預かります。

- **小規模保育** 少人数(定員6～19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- **事業所内保育** 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものみを地域の子どもと一緒に保育する。



施設名	所在地	電話番号 市外局番(087)	定員	入所可能年齢	特別保育	子育て支援			
					延長保育	地域子育て支援拠点	地域子育て推進事業	在宅障がい児ふれあい事業	一時預かり事業
市立 小規模保育									
小規模保育事業所男木保育所	男木町 165	873-0614	6	1歳～					
私立 小規模保育									
栗林にこにこ保育園	栗林町二丁目 3-2	831-1319	12	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
小規模保育所もも	春日町 1176	843-8255	11	2ヶ月～2歳児	～18:30				
らく楽多肥保育園	多肥上町 1713	816-8301	12	3ヶ月～2歳児					
ソラ小規模保育園たかまつ	木太町 786-2	816-5150	19	57日～2歳児	～19:00				
ニチイキッズたひ東保育園	多肥下町 1533-3	864-3133	19	2ヶ月～2歳児	～19:30				
ニチイキッズたひ西保育園	多肥下町 1581-6	815-0224	19	2ヶ月～2歳児	～19:30				
おるごーる	庵治町 156-36	871-3503	11	概ね3ヶ月～2歳児	～18:30 (短時間のみ)				
にじいろうさぎ保育園	多肥上町 1622-13	889-3711	14	概ね2ヶ月～2歳児	～18:30				
木太にこにこ保育園	木太町 2321-1	837-5330	12	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
伏石にこにこ保育園	伏石町 2100-1	868-3339	12	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
ニチイキッズまつなわ西保育園	松縄町 1118-8	864-3155	19	2ヶ月～2歳児	～19:30				
太田にこにこ保育園	太田下町 3026-13	868-2355	19	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
林にこにこ保育園	林町 252-1	868-0103	19	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
みいろ	香川町浅野 668-5	880-3274	12	概ね2ヶ月～2歳児	～18:30				
瓦町FLAG保育園	常磐町一丁目 3-1 (瓦町 FLAG 1F)	802-6966	18	3ヶ月～2歳児	～19:00				
らく楽寺井保育園	寺井町 1364-25	885-6002	18	3ヶ月～2歳児	～19:00				
スマはび保育園なないろstation	多肥上町 1301-3	814-5185	19	3ヶ月～2歳児	～19:00				
にこにこ保育教育研究センター 附属保育園すくすく	太田下町 2350-1	802-5362	19	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
にこにこ保育教育研究センター 附属保育園わくわく	太田下町 2350-1	802-5361	19	概ね2ヶ月～2歳児	～19:00				
小規模保育施設おひさま保育園	三条町 494-1	899-5565	18	概ね3ヶ月～2歳児	～19:00				
事業所内保育									
保育所てふてふ	天神前 5-27 LOHAS BUILDING 3階	813-0218	30	6ヶ月～2歳児 ※保育所てふてふの定員は従業員枠を含む。	～19:00				

注) 一時預かり事業及び地域子育て推進事業は、保育施設の状況により利用できない場合がありますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

企業主導型保育施設とは

企業が設置する認可外保育施設のことです。従業員枠と地域枠があり、従業員のお子さんだけでなく保育を必要とする地域のお子さんの受け入れもします。

令和8年3月1日時点

保育所名 所在地・電話番号 市外局番(087)	開所時間			提供している 保育サービス
	月～金	土	日・祝日	
さくらの杜保育園 郷東町 116-1 ☎ 897-3917	7:30～18:30 (延長有)			●月極め ●一時預かり
松縄なちゅれ保育園 松縄町 34-4 ☎ 802-6110	7:30～18:30 (延長有)	7:30～13:00	休	●月極め ●一時預かり
わくわく保育所 一宮町 880-1 ☎ 814-3558	7:30～18:30 (延長有)		7:30～18:30 (延長有) (日は休、祝日のみ開所) (年末年始は一部休み)	●月極め ●一時預かり
ニチキッズ高松天神前保育園 天神前 11-27 カサール三石庵ビル 1F ☎ 812-2012	7:30～18:30 (延長有)		休 (年末年始(12/30～1/3)は休み)	●月極め ●一時預かり
保育園アルペジオ高松松縄町園 松縄町 28-20 ☎ 802-8020	7:30～18:30 (延長有)	7:30～18:30	休	●月極め ●一時預かり
あどみっく花園保育園 花園町 1-14-3 ☎ 802-6030	7:30～18:30		休	●月極め ●一時預かり
あなかれほいくえん高松 西の丸町 14-10 ☎ 822-4188	8:00～19:00 (延長有)	8:00～19:00	休	●月極め ●一時預かり
保育園アルペジオ高松宮脇町園 宮脇町 1-35-19 ☎ 802-6560	7:30～18:30 (延長有)	7:30～18:30	休	●月極め ●一時預かり
スマはぴ保育園 屋島西町 2484-11 ☎ 843-8188	8:00～19:00 (延長有)	休	休	●月極め ●一時預かり
都市型保育園ポポラー高松瓦町園 亀井町 10-10 ソレイユ第一ビル 2F ☎ 832-5050	7:30～20:30		休	●月極め ●一時預かり
寺番街ドーム保育園 丸亀町1-1 高松丸亀町寺番街東館 3F ☎ 813-2700	7:00～20:00			●月極め
あじの里保育園 庵治町 4151-7 ☎ 870-3510	7:30～18:30			●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
あいあい保育園 朝日町 朝日町 2-9-1 ☎ 813-2285	8:00～19:00 (延長有)		休	●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
あいあい保育園 西春日町 西春日町 1092-3 ☎ 814-7702	8:00～19:00 (延長有)			●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
カールズキッズ保育園 木太町 5024-3 ☎ 880-8202	7:30～18:30 (延長有)	7:30～18:30	休	●月極め ●一時預かり
キッズハウス クローバー 西春日町 1111-1 ☎ 090-3188-6409	7:30～18:30	休	休 (年末休園日: 12/31～1/3)	●月極め
いちばん星保育園 高松牟礼 牟礼町牟礼 2083-1 ☎ 880-8150	7:00～20:00		休	●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
みどり栗林公園保育園 栗林町一丁目 18-30 ☎ 813-3011	7:00～20:00		休	●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育 ●病後児保育
レインボー恵保育園 多肥上町 1411-1 ☎ 813-5515	7:00～20:00 (延長有)			●月極め ●一時預かり ●病児保育

保育所名 所在地・電話番号 市外局番(087)	開所時間			提供している 保育サービス
	月～金	土	日・祝日	
しんじ保育園 牟礼町原 585-5 ☎ 845-8989	7:00～20:00 (延長有)		休	●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
キッズルーム愛の里 上福岡町 2002-16 ☎ 802-2211	7:30～18:30 (延長有)		休	●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
保育所 Mon Petit 茜町 28-31 ☎ 802-0032	8:30～18:30		休	●月極め ●一時預かり
百十四ももっこらんど 亀井町 3-4 ☎ 833-7010	7:30～20:30	休	休	●月極め ●一時預かり
あじさい保育園 庵治町 4171-1 ☎ 880-0361	7:45～18:45		休	●月極め ●一時預かり ●体調不良児保育
すくすく保育所 林町 151-1 ☎ 802-7150	7:30～18:30 (延長有)		7:30～18:30 (延長有) (日、年末年始(12/29～1/3)、GW(5/1～5/5)は休み。祝日のみ開所)	●月極め ●一時預かり

- 上記の表は、施設からの届出・報告に基づき作成していますが、その後、変更となっている可能性もありますので、各施設にご確認ください。
- また、利用料等詳細につきましても各施設にお問い合わせください。
- 地域枠のお子さんは定員の50%以内となります。

広告

たがまっ
らっこ

子どもを預ける

認可外保育施設とは

保育施設は、「認可保育所」と「認可外保育施設」とに分けられます。

「認可保育所」は、市が運営している「公立」と県（中核市の場合は市）の認可を受けて社会福祉法人などが運営している「私立」があります。「認可外保育施設」は、「認可保育所」以外の子どもを預かる施設の総称です（保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含みます）。

認可外保育施設は、いくつかの種類に分けられます。また、その設備や保育内容は施設によって異なります。

令和8年3月1日時点

保育所名 所在地・電話番号 市外局番(087)	開所時間			提供している 保育サービス
	月～金	土	日・祝日	
夜間保育 カナリヤ瓦町園 瓦町 2-6-3 ☎ 813-2862	16:00～1:00 (延長有)		13:00～22:00	●月極め ●夜間 ●一時預かり
光華保育園 瓦町 1-13-8 ☎ 831-5011	7:45～18:45	休	休	●月極め
保育サポートひまわり イオン高松店 香西本町 1-1 イオン高松 SC 1階 ☎ 842-8205	休	9:00～18:00 (延長有)		●月極め ●一時預かり
リバティーインターナショナルアカデミー高松校 元山町 689-2 ☎ 813-5036	8:30～18:30 (延長有)	休	休	●月極め
プリスクールイングリッシュワールド 太田上町 969 ☎ 865-6254	8:30～16:00 (延長有)	休	休	●月極め
Petit-Petite 多肥上町 1555-2 ☎ 090-3185-3607	8:00～18:00 (延長有) (定休日:火曜日)			●月極め(一時休止) ●一時預かり ●24時間保育
高松インターナショナルスクール 番町 2-4-27 番町スクエア2F ☎ 813-3138	9:00～17:00 (延長有)	休	休	●月極め ●Seasonal Program (夏休み、冬休み、春 休みの短期プログラム)
森のようちえん お山歩隊 香川県ドングリランドビジターセンター(西植田町6082-2)近隣 西植田町 6047 ☎ 090-2820-3076	9:30～14:30	休	休	●月極め
二番丁幼稚園 昭和町 2-7-1 ☎ 861-3575	7:30～14:30 (延長有19:30まで)	休	休	●月極め ●一時預かり
にこにこ保育教育研究センター附属保育園きらきら 太田下町 2350-1 ☎ 802-5360	7:30～18:30 (延長有)		休	●月極め ●一時預かり
夜間保育 クラブキッズ 藤塚町 2 丁目 12-13 第2八十川ビル1F ☎ 837-5272	17:00～翌5:00		定休日:日曜日 (GW、夏期、年末年始 の休園期間あり)	●月極め ●夜間 ●一時預かり
あおぞら園 福岡町4丁目12-18 ☎ 880-7979	8:45～16:45	休	休	●月極め ●一時預かり

- 上記の表は、施設からの届出・報告に基づき作成していますが、その後、変更となっている可能性もありますので、各施設にご確認ください。
- また、利用料等詳細につきましても各施設にお問い合わせください。
- 企業や病院等で、その従業員の乳幼児を対象とする施設は除いています。

広告

たがまっ
らっこ



知っていますか？

企業主導型保育施設

企業主導型保育施設って？

企業主導型保育施設とは、企業が運営する保育施設で待機児童解消のため国（こども家庭庁）の指導により平成28年よりスタートした保育事業です。「社員の子供」を預かるだけでなく「地域の子供（地域）枠」を設け保育を必要とする地域のお子さんの受け入れもしています。

自治体が認可する「認可保育所」ではなく「認可外保育施設」となりますが、設置基準は認可保育所と同等の基準で運営されています。

「保育の必要性の証明（保育認定）」が必要になります。＊また、保育認定のある3歳から5歳の子供と、保育認定のある0歳から2歳の住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料が認可保育所と同様に無償（但し上限額あり）になります。＊利用時間・施設により異なります。

企業主導型保育施設の特徴

保護者の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスの提供をしています。また、各施設によって企業色を活かした特徴ある保育を実施しているところもあります。

保育料についても各企業で設定するため各施設で違いがあります。また、自社及び連携企業の従業員と、地域枠のお子さんの保育料の設定が異なるケースもあります。

企業の特徴を生かした保育

サービス例をご紹介します。
（各施設により異なります）

手ぶら登園可能なシステム



寝具やスタイは園で準備するなど、荷物の持ち運びの負担はありません。

〈写真協力〉
企業主導型保育園しんじ保育園



栄養バランスを考えた給食



管理栄養士と調理師による自園調理で、あたたかな給食を提供します。

入園の申込については、国と企業が直接協議を行い運営する事業であるため、利用を希望される場合には、事業者へ直接申し込み、利用契約を締結することになります。

興味のある施設が見つかった場合は、是非一度見学をしてご自身の目で確かめてみましょう。

高松市HP
企業主導型保育事業について▶



広告

たがまっ
らっこ

幼稚園等



子どもの遊びを大切にした教育を行います。3歳（施設によって異なります。）から小学校就学前までのお子さんが利用できます。幼稚園でのさまざまな遊びを通じて、うまく人と関われるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さに気付いたりしながら、小学校以降の学習の基盤をつくります。教育時間は4時間が標準ですが、幼稚園等によって異なります。私立幼稚園では、保育施設のように長時間保育する「預かり保育」を実施する園や、満3歳児を受け入れる園があります。市立幼稚園でも「一時預かり事業」を実施している園があります。園庭開放や保育見学を行っている幼稚園等もありますので、できるだけ見学に行くことをお勧めします。

利用できる施設 幼稚園、認定こども園（教育部分）

入園の対象となる方

幼稚園等を利用できるのは、3歳から小学校入学前までの子どもです。なお、市立幼稚園・市立認定こども園については、高松市内に住民登録をしている必要があります（申込みが多い場合は抽選などになる場合もあります。）。

入園の申込みはどうすればいいの？

園で入園申込み → 園で面接 → 入園

市立施設の手続きに必要なもの

●入園申込書（認定こども園は入所申込書）
※教育・保育給付認定に必要な書類はP.51参照

※私立施設については、各園にお問い合わせください。

どうやって選べばいいの？

- ✓ 子どもにとってより良い環境かどうか
- ✓ 受入れ年齢
- ✓ 教育時間
- ✓ 「預かり保育」の有無
- ✓ 送り迎えの手段
（送迎バス・車・自転車など）

ポイント 園庭開放や保育見学を行っている幼稚園もありますので、候補の施設は決める前に、できるだけ見学に行くことをお勧めします。

利用者負担額（授業料）について

認定こども園・市立幼稚園及び新制度に移行した私立幼稚園については、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により授業料は無料です。新制度に移行していない私立幼稚園については、月額上限25,700円の範囲内で無償となりますが、詳しい料金は各幼稚園にお問い合わせください。また、給食費、教材費、送迎バス料金などの雑費、入園時には園服代や入園金などが必要な幼稚園もあります。

預かり保育について（市立幼稚園の「預かり保育」は一時預かり事業の名称で実施しているものです。）

保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」の新2号又は新3号認定を受けた方が利用した場合、利用日数に応じて、上限月額までの範囲で、預かり保育の利用料が無償となります。

令和8年3月1日時点

認定区分	無償化の対象時間	年齢	保育の必要性	所得制限	上限月額
新2号	通常の教育時間、預かり保育	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	あり	なし	11,300円
新3号	通常の教育時間、預かり保育	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	あり	市区町村民税非課税世帯のみ	16,300円

- 在籍する幼稚園等の預かり保育が無償化の対象となります。
- 在籍する幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育の提供量が十分な水準でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が無償化対象となります。

※施設等利用給付認定、無償化対象施設及び給付方法等の詳細はP.52、53参照

※無償化の制度改正に伴い、給付上限額が変更になる場合があります。

園庭開放

「園庭開放」とは、幼稚園の園庭を、その園に通っていない子どもたちにも開放することです。いつもの公園とは違った遊具や清潔に保たれている砂場で遊んだり、年齢の違う園児たちと遊ぶことが子どもにとっていい刺激になるなど、いろいろなメリットがあります。子どもにとってだけでなく、幼稚園の先生に育児の相談ができるなど、保護者にもうれしいのが園庭開放のいいところ。近所に住むほかの保護者とも知り合えます。

園庭開放の時間や日程は各園によって異なりますので、まずは問い合わせてみましょう。



【市立幼稚園一覧】

※市立認定こども園はP.58 参照

幼稚園名	所在地	電話番号 市外局番(087)	園庭開放	保育見学 体験入園	未就園児対象 子育て相談 (在園児のみ)	一時預かり事業
前田幼稚園	前田東町 788-1	847-6582				
川添幼稚園	東山崎町 601	847-6934				
三溪幼稚園	三谷町 2316-2	889-2514				
香西幼稚園	香西西町 59-1	882-0161				
一宮幼稚園	一宮町 1233-2	886-3088				
多肥幼稚園	多肥上町 990-2	889-2513				
川岡幼稚園	川部町 524-3	885-0550				
円座幼稚園	円座町 125-2	885-0846				
檀紙幼稚園	御厩町 776-1	885-2595				
弦打幼稚園	鶴市町 360	881-3563				
鬼無幼稚園	鬼無町佐藤 128-1	881-4913				
木太幼稚園	木太町 3901-1	833-8144				
木太 北部幼稚園	木太町 2604-5	862-1031				
栗山幼稚園	牟礼町牟礼 3028	845-1646				
大野幼稚園	香川町大野 1331-1	886-5010				
国分寺 北部幼稚園	国分寺町新居 1870-2	874-1155				
国分寺 南部幼稚園	国分寺町福家甲 3123-1	874-1159				

▶市立幼稚園(国分寺南部幼稚園)における満3歳児の受入れについて

国分寺南部幼稚園では、満3歳になる誕生日の翌月から子どもの受入れが可能です。
空き状況など詳しくは国分寺南部幼稚園にお問い合わせください。

各園のくわしい情報は、高松市ホームページの検索欄に「地域に開かれた幼稚園づくり」と入力してください。

【私立幼稚園一覧】

※私立認定こども園はP.58、59参照

幼稚園名	所在地	電話番号 市外局番(087)
高松中央高校 幼稚園	松島町一丁目 14-8	831-0338
ときわ幼稚園	飯田町 138	881-2796
マリア幼稚園	多肥下町 14-3	867-7303
のぞみ幼稚園	屋島中町 30	843-2107
栗林幼稚園	栗林町二丁目 19-4	834-0263
二番丁幼稚園	昭和町二丁目 7-1	861-3575
高松幼稚園	亀岡町 1-6	861-3666
高松聖母幼稚園	番町二丁目 4-31	851-2372
桜町聖母幼稚園	桜町一丁目 8-13	831-0328
相愛幼稚園	仏生山町甲 546	888-2606
愛育幼稚園	西八幡町 310	865-5845
青空幼稚園	三条町 498	869-4141
太田百華幼稚園	太田上町 932	867-7445
まゆみ幼稚園	檀紙町 1541-4	885-0756

【国立幼稚園一覧】

幼稚園名	所在地	電話番号 市外局番(087)
香川大学教育学部 附属幼稚園高松園舎	番町五丁目 1-55	861-2393



子どもを預ける

広告

たがまっ
らっこ

知ってる?

子ども食堂

子ども食堂は子どもを真ん中に置いた地域の居場所です。無料または低額で食事をとることができ、地域の大人や高齢者など、人との関わりを育む地域交流、にぎわいづくりにもつながっています。食事だけでなく、相談、体験活動や宿題がいっしょにできる子ども食堂もあります。子どもにとっては「家庭」「学校」以外の居場所となり、大人にとっても、子ども食堂を通じて普段から地域とつながっていることが、社会のセーフティネットとして期待されています。



こんな活動を
しています



子ども食堂に
行ってみたい人は
こちら



子ども食堂を
応援したい人は
こちら



お問い合わせ

たかまつ子ども食堂ネットワーク事務局

高松市出作町 382-1 酒井ハイツ 110 NPO法人子育てネットひまわり内

☎087-816-7700

知ってる?

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。ヤングケアラーであることにより、子どもの成長や学業に影響を及ぼしてしまったり、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性もあります。

出典:「ヤングケアラーについて」こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーは、本人が自覚していない、周囲に支援の声を上げにくい場合もあるため、周囲の大人がその存在に気づき、支援につなげる必要があります。年齢や成長の度合いに見合わない負担を抱えている子どもに気づいたら、高松市の相談窓口までご連絡ください。



お問い合わせ

高松市役所6階 こども女性相談課

☎087-839-2384

相談窓口は
こちら

まだまだあるよ！ さまざまな育児のサポート



子育て中には、突然のピンチがやってきます。残業で保育施設へのお迎えが間に合わないとか、用事で子どもを預けたいけど、親戚も友達もその日は無理など、事情はさまざま。そんなときは、市のサポート事業を利用しましょう。

休日保育

認可保育施設（認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業）を利用しているお子さんを対象として、仕事等により、日曜や祝日にご家庭で保育できないときに、預かってくれる保育サービスです。

申込方法など、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

- **対象者** 教育・保育給付認定区分2号・3号の認定を受けており、かつ認可保育施設を利用している就学前の児童
- **持参するもの** 食事・おやつ（園により異なる）、着替え、タオル、紙オムツ、ビニール袋など

実施施設	所在地	電話番号 市外局番(087)	対象児童	保育時間	備考
高松第二保育園	御坊町2-2	821-5241	満1歳児～就学前児童	通常 8:30～17:30	※登録制（年度毎に更新）

一時預かり事業

保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合など、一時的に家庭での保育が困難となる場合のほか、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減を目的に子どもを預かってくれる保育サービスです。

- **対象者** 市内在住で、保育施設等に入所していない生後4か月経過後から就学前の児童【公立】
- **利用できる日・時間** 月～金曜日 9:00～16:30【公立】
- **利用料** 2,500円/日、1,500円/半日 給食・おやつ代を含む。【公立】
- **利用できる日数** 保育施設等の状況によりますので、事前にご確認ください。
- **持参するもの** 着替え、タオル、紙オムツ、ビニール袋など。
- **実施保育施設** P.56～P.62をご参照ください。



注意 保育施設等の「対象者」「利用できる日・時間」「利用料」は施設により異なりますので事前にご確認ください。
施設の状況により、利用できない場合もあります。申込方法など、詳しくは一時預かり事業実施施設に直接お問い合わせください。

お問い合わせ 高松市役所6階25番窓口 こども保育教育課 ☎087-839-2358

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるサービスです。

- **対象者** 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない
0歳6か月から満3歳未満の子ども
※3歳の誕生日の前々日まで利用可能です。
- **利用時間** 子ども一人当たり月3時間まで
- **利用料** 子ども一人1時間当たり300円程度（施設により異なる場合があります）
※給食やおやつ等がある場合は、別途実費負担が必要になります。
※世帯の課税状況等により減免になる場合があります。
- **利用できる日・時間** ホームページをご覧ください。
- **実施施設** ホームページをご覧ください。



注意 施設を利用するには、事前に利用認定の申請や面談が必要となります。申請方法等詳しくは、ホームページをご覧ください。



子育て短期支援事業

● ショートステイ（短期入所生活援助事業）

市内に住んでいる満1歳以上の子どもの保護者が病気・出産などで、家庭での養育が一時的に困難となる子どもが、児童福祉施設等に短期間入所できるサービスです。市民税の課税状況に応じた利用料金が必要となります。

● トワイライトステイ（夜間養護事業）

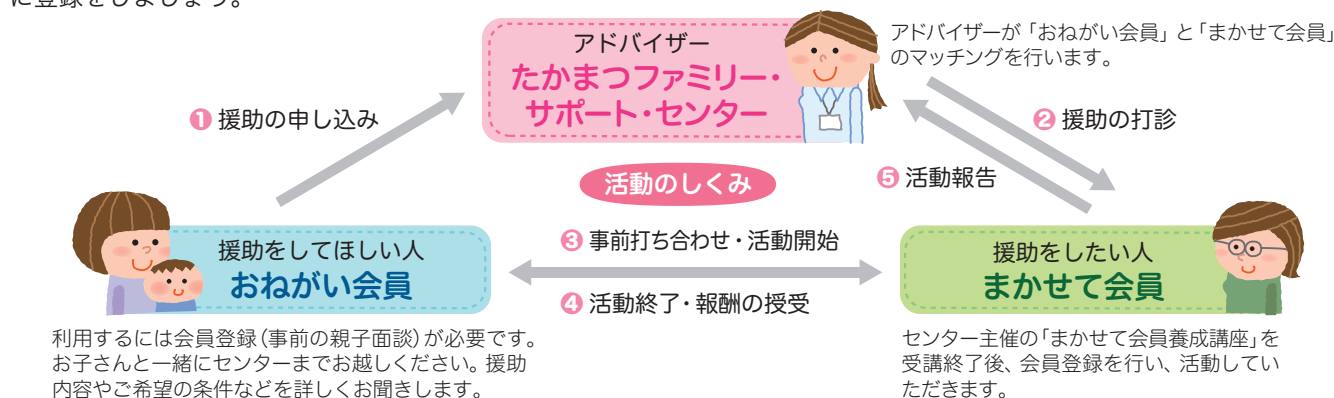
市内に住んでいる小学生で、その保護者が仕事などの理由により、帰宅が常に夜間になるため、児童に対する生活指導等に困難が生じている場合に、おおむね18時から22時まで、児童福祉施設等でお預かりします。市民税の課税状況に応じた利用料金が必要となります。



お問い合わせ 高松市役所6階 こども女性相談課 ☎087-839-2384

たかまつファミリー・サポート・センター

地域の中で「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」が事前に登録し、一時的に子育てを助け合う会員組織です。事前に「援助をしたい人」「援助をしてほしい人」の顔合わせもあるので安心です。いざという時のため、早めに登録をしましょう。



注意 事前面談は予約制です。まずはセンターにご連絡ください。

● 対象者

高松市・三木町・綾川町に在住、若しくは通勤・通学している人で、生後6か月～小学校6年生までの子どもを持つ保護者

● 援助活動内容

- 保育施設までの送迎やその後の預かり
- 乳幼児連れで出かけにくい時（参観日・病院など）の預かり
- 学童保育施設までの送迎やその後の預かり
- 就職活動や就業訓練の間の預かり
- 映画鑑賞などのリフレッシュタイムの預かり

注意 たかまつファミリー・サポート・センターでは、病児・病後児、家事、お泊りの援助は受けられません。

登録料・年会費無料

利用時間帯		子どもひとりにつき 1時間当たりの利用料金
月～金曜日	7:00～19:00	700円
	上記の時間以外	800円
土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）		800円

※複数の子どもを預ける場合には、2人目から半額になります。
※ひとり親家庭等は、優先して調整します。

助成制度があります

- ① ひとり親家庭等を対象に、利用料の一部（1時間あたり最大400円）を助成します。
- ② 多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）を対象に、利用料の一部（1時間あたり最大200円）を助成します。

申請方法など、詳しくは、ホームページをご確認ください



お問合せ先一覧

● ファミリー・サポート・センター全般に関すること

たかまつファミリー・サポート・センター ☎087-833-2226

高松市松島町一丁目15-1（たかまつミライエ3階） E-mail info@happy192.com

【受付時間】9:00～17:00 【定休日】火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始

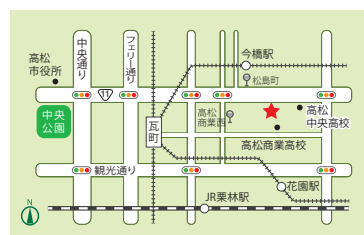


● ひとり親家庭等対象の利用料助成に関すること

高松市役所6階 こども家庭課 ☎087-839-2353 【受付時間】8:30～17:00

● 多子世帯対象の利用料助成に関すること

高松市役所6階 子育て支援課 ☎087-839-2354 【受付時間】8:30～17:00



たかまつファミリー・サポート・センター地図

病児保育

病気はある程度良くなったけれど、まだ保育施設や学校に行くのは難しい状況であり、保護者が仕事を休めない、又は冠婚葬祭や出産などの理由で養育できない場合に、看護師や保育士らが保護者に代わって子どもを預かってくれます。

- **対象者** 小学校6年生までの子ども
- **利用できる病気の程度**
 - 病気の回復期であるが、まだ集団生活をするには支障がある子ども
 - 入院を必要としない程度の病気の子どものみ
- **保育内容** 看護師・保育士により症状の記録・検温・投薬・下着やオムツ交換など子どもの状態に応じた看護・保育をします。インフルエンザ、水ぼうそうなど感染症の種類によっては、2次感染を防ぐため別の部屋を用意しています。
- **持参するもの** 健康保険証・母子健康手帳・子ども医療証・処方されている薬・哺乳びん・粉ミルク・お弁当(持参可)・紙オムツ・食事用エプロン・着替え・手ふきタオル・昼寝用寝具・歯ブラシ・汚物入れ用ビニール袋・その他(子どもの年齢や症状に合わせて必要なもの)
- **申し込み方法** 電話などにより、前日までに利用施設に予約してください。緊急時は当日申込みも可能です。詳しくは、各施設にお問い合わせください。令和6年9月より高松市病児保育予約システムとして、いくさぽを導入しました。導入施設は、下表をご確認ください。※高松市病児保育予約システム(いくさぽ) 

- 注意**
- かかりつけの医療機関、又は主治医の先生に病名と薬の名前や解熱剤などの使い方について確認しておいてください。
 - 症状が重い場合は、お預かりできないことがあります。
 - 持ち物には名前をお忘れなく。

施設名	所在地	電話番号 市外局番(087)	利用時間	利用料金(日額) ※【 】内は、本市以外に住所を有する人	閉所日
トビウメ小児科医院 付属病児保育室「子どもの家」 	伏石町 1352-2	☎ 865-2505 ☎ 865-3134	月～金曜日 8:00～18:00 (当日入室10:00まで)	8:00～17:00 2,000円 【3,000円】 延長(1時間) 500円 【750円】	日曜日 祝日 年末年始
西岡医院病児保育室 「レインボーキッズ」	寺井町 1385-10	☎ 885-2863 ☎ 885-9438	月～金曜日 8:00～18:00 第1・3・5土曜日 8:00～17:00	2,000円 【3,000円】	
			第2・4土曜日 8:00～12:30	1,000円 【1,500円】	
小林内科小児科医院 付属病児保育室 「すこやかルーム」	屋島西町 2474-1	☎ 844-8156 ☎ 844-8236	月～金曜日 8:00～18:00	8:00～17:00 2,000円 【3,000円】 延長(1時間) 500円 【750円】	
			土曜日 8:00～13:30	8:00～12:30 1,000円 【1,500円】 延長(1時間) 500円 【750円】	
へいわこどもクリニック 病児保育はとぽぽ 	栗林町一丁目 4-11	☎ 835-2065	月～金曜日 8:00～18:30 土曜日 8:00～17:30	2,000円 【3,000円】	
しぶやこどもクリニック 病児保育にこにこすまいる 	牟礼町牟礼 2100-1	☎ 845-2255 ☎ 845-2265	月～金曜日 8:00～18:00	8:00～17:00 2,000円 【3,000円】 延長(1時間) 500円 【750円】	
			土曜日 8:00～13:30 (土曜日は前日からの 継続利用のみ)	8:00～12:30 1,000円 【1,500円】 延長(1時間) 500円 【750円】	
わき外科・内科クリニック 病児保育室「わきあいあい キッズルーム仏生山」 	仏生山町甲 460-8	☎ 888-5111 ☎ 888-5102	月～金曜日 8:00～18:00	2,000円 【3,000円】	
いきなりキッズクリニック 「たすかるもん」 	高松市内町 2-1	☎ 0120-618-161 ☎ 813-6400	月～金曜日 8:00～18:00	2,000円 【3,000円】	

★第2子(満3歳に達する日以降の最初の3月31日まで)・

第3子以降(就学前の児童)の**病児保育利用料が無料になります!**※事前登録が必要です。

★生活保護世帯及び市民税非課税世帯は利用料が無料になります。

◆昼食、おやつ代は別途必要です。

申請方法はこちら 

お問い合わせ 高松市役所 6階 子育て支援課 ☎087-839-2354

市外の対象施設の情報も掲載しています。



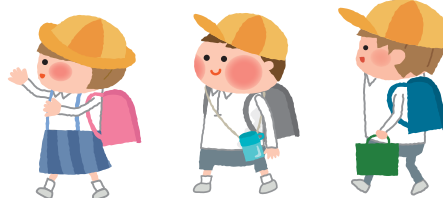
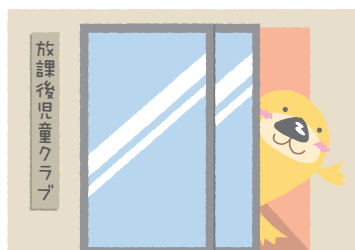
放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。

高松市放課後児童クラブ実施場所及び連絡先一覧

クラブ名	校区	実施場所	連絡先	クラブ名	校区	実施場所	連絡先
ゆめっこ教室	新番丁	新番丁小学校	080-5428-3521	はやしっこ教室	林	林小学校	080-5428-3347
かめっこ教室	亀阜	亀阜小学校	080-5428-3558	きなしっこ教室	鬼無	鬼無小学校	080-5428-3087
りつりん教室	栗林	栗林小学校	080-5428-3578	みたにっ子教室	三溪	三溪小学校 隣接専用施設	080-5428-3357
花園教室	花園	花園小学校	080-5428-3596	ひがしっこ教室	屋島東	屋島東小学校	080-5428-2865
スマイル教室	高松第一	高松第一小学校	080-5428-3600	うみっこ教室	庵治	庵治小学校	080-5428-2868
くすの木教室	鶴尾	鶴尾小学校	080-5428-3191	つつじ教室	川岡	川岡小学校	080-5428-3102
さくらんぼ教室	太田	太田小学校 及び 隣接専用施設	080-5428-3197	やまびこ教室	下笠居	下笠居小学校	080-5428-3134
あおぞら教室	中央	中央小学校	080-5428-3625	どんぐりっ子教室	植田	植田小学校	080-5428-2877
きた教室	木太	木太小学校	080-5428-3657	もまいっ子教室	仏生山	仏生山公園 管理事務所	080-5428-3393
ひまわり教室	木太南	木太南小学校	080-5428-3677	あさのっこ教室	浅野	浅野小学校	080-5428-3414
わんぱく教室	木太北部	木太北部小学校	080-5428-3713	大野児童クラブ	大野	大野小学校	080-5428-3453
たんぽぽ教室	古高松	古高松小学校	080-5428-2707	にじいろクラブ	国分寺 北部	国分寺北部 小学校 及び 国分寺北部 コミュニティセンター	080-5428-3163
ハリケン教室	古高松南	古高松南小学校	080-5428-2739	わくわくクラブ	国分寺 南部	国分寺南部 小学校 隣接専用施設	080-5428-3168
やしま教室	屋島	屋島小学校	080-5428-2756	あおぞら	川島	川島小学校	080-5428-2887
みどり教室	屋島西	屋島西小学校	080-5428-2782	なかよしクラブ	牟礼	牟礼小学校	080-5428-2896
ぼぶら教室	川添	川添小学校	080-5428-2806	にこにこクラブ	牟礼北	牟礼北小学校	080-5428-2905
みやっ子教室	一宮	一宮小学校	080-5428-3255	みなみクラブ	牟礼南	牟礼南小学校	080-5428-2937
しいの木教室	円座	円座小学校	080-5428-2961	あすなろ教室	前田	前田小学校	080-5428-2949
おおた みなみっ子教室	太田南	太田南小学校	080-5428-3265	さくら教室	東植田	東植田小学校	080-5428-2951
なのはな教室	弦打	弦打小学校	080-5428-2986	しおっ子教室	塩江	塩江小学校	080-5428-3464
わかば教室	多肥	多肥小学校	080-5428-3296	ししまるっ子 元気クラブ	香南	ししまる館	080-5428-3477
こうざいっこ教室	香西	香西小学校	080-5428-3042	川東児童クラブ	川東	川東小学校	080-5428-3500
まゆみっ子教室	檀紙	檀紙小学校	080-5428-3081				
キララ教室	十河	十河小学校	080-5428-2827				

※お子様が在籍する小学校校区の放課後児童クラブにのみ、入会を申し込むことができます。



民間の放課後児童クラブ一覧

クラブ名	実施場所(住所)	連絡先
放課後児童クラブまある	番町二丁目 14-2 1階	813-2251
放課後児童クラブるぽ	中央町 5-26	802-3757
学童クラブゆうか	花ノ宮町三丁目 4-28	815-2868
花ノ宮こども園	花ノ宮町一丁目 10-22	831-6318
学童保育ハルクラブ第1教室	藤塚町一丁目 8-23	802-4586
学童保育ハルクラブ第2教室	藤塚町一丁目 14-3 2階	802-4586
学童保育ハルクラブ第3教室	藤塚町一丁目 12-4 2階	802-4586
学童保育ハルクラブ第4教室	藤塚町一丁目 8-22 2階・3階	802-4586
ふくふく児童クラブ	松福町一丁目 12-20	802-6336
アーキペラゴ放課後児童クラブ	塩上町一丁目 2-7	813-1001
アフタースクール香川	伏石町 2078-10	864-6812/090-6604-8772
こぶし中央保育園(のびっこ教室)	松縄町 1142-7	866-7169
学童クラブ すり〜ふれんず 第1教室	太田下町 1676-3	864-3103/864-3137
学童クラブ すり〜ふれんず 第2教室	太田下町 1676-1	864-3103/864-3137
学童保育なかよしクラブ(第1)	多肥上町 1-3	880-1588/080-5664-7790
学童保育なかよしクラブ(第2)	多肥上町 310-8	880-1588/080-5664-7790
学童保育Ciao(ちゃお)第1教室	多肥上町 2042-17	816-1313
学童保育Ciao(ちゃお)第2教室	多肥上町 2042-53	816-1313
学童クラブおおぞら	多肥下町 1538-5	887-9366
アルペジオ放課後児童クラブ高松多肥上町第1教室	多肥上町 1262-1 1階	813-7133
アルペジオ放課後児童クラブ高松多肥上町第2教室	多肥上町 1262-1 2階	813-7133
和光アフタースクール	川部町 1576-4	814-3001
らく楽児童クラブ	寺井町 1195-1	885-6000
アフタースクール空港通り	一宮町 97-3	070-4512-4218
カナン児童クラブ	仏生山町甲 745-1	864-8321
カナンそごう児童クラブ	十川西町 546-1	848-4501
西光寺保育所	前田西町 167-1	847-6237
春日こども園	春日町 1287-1	843-3689
スマはぴキッズ学童クラブ	屋島西町 2484-11	843-1488
いずみこども園	国分寺町国分 2408	874-0882
中野保育所児童クラブ	中野町 27-5	090-7510-0551
にこにこ保育教育研究センター付属学童クラブのびのび	太田下町 2350-1	802-5360
放課後児童クラブにじいろキッズ	郷東町 117	881-8063
ちゃぶちゃぶ放課後児童クラブ	松島町2丁目 12-8	802-2237
スマはぴキッズ学童クラブふせいしの杜	伏石町 874-15	843-1488
スマはぴキッズ学童クラブえんざの杜	円座町 129-2	843-1488
学童保育サンダ☆キッズ	木太町 2699-1	832-5566
ハブラボ	六条町 1270-2	080-8941-5338
学童クラブアクリプラザ	仏生山町甲 345-7	899-6577
こいのぼり放課後児童クラブ	六条町 696-1	090-9453-5262
やしま幼稚園放課後児童クラブ	屋島西町 2477-4	843-2241
そらっこ放課後児童クラブ(おおぞら教室)	三条町 498	869-4141
児童クラブいちばん星かんぱにー	牟礼町牟礼 2083-1 2階	884-3243

※利用料や障がい児の受入れなど、詳しくは各施設にお問い合わせください。
※利用する際には、直接各施設にお申し込みください。

お問い合わせ

高松市役所6階 子育て支援課
☎087-839-2354

